

「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」開催要綱

1 開催の趣旨・目的

我が国の人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少しており、今後も減少していくことが見込まれる。一方で、団塊の世代が 65 歳に到達する中で、65 歳以降も働きたいと希望する者が増えており、また、65 歳以降の就業者数は増加している。人口が減少していく中でも、成長を実現していくためには、人材こそが我が国の最大の資源であるという認識に立ち、年齢にかかわらず働く意欲のある高年齢者が能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが必要である。

このような「生涯現役社会」の実現を一層推進するためには、企業における 65 歳までの高年齢者の継続雇用を基本としつつ、65 歳以降も多様な形態で高年齢者が雇用され、または就業することができる機会の創出や確保を図っていくことが必要である。その際、シルバー人材センターをはじめとする地域における就業機会の確保などについてもなお一層取り組んでいくことが重要である。

本検討会においては、これらのことを推進していくために今後必要となる制度・施策の方向性について検討を行うことにより、「生涯現役社会」の実現のための道筋をより確かなものとすることを目指すものとする。

2 検討事項

- (1) 高年齢者の雇用・就業の現状と「生涯現役社会」の実現を図るための課題
- (2) 「生涯現役社会」の実現のための道筋をより確かなものとするために必要となる制度・施策の方向性

3 検討のスケジュール

平成 27 年 2 月から 5 月までを目途に開催し、報告書を取りまとめる。

4 検討会の運営等

- (1) 検討会は、厚生労働省職業安定局長が学識経験者等の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (3) 座長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 検討会の庶務は、厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課が、関係部局の協力を得ながら行う。
- (5) 検討会の議事は、別に申し合わせた場合を除き、原則として公開とする。
- (6) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定める。

5 参集者

別紙のとおり。

(別紙)

「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」参集者名簿

秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
阿部 正浩	中央大学経済学部教授
小畑 史子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
北浦 正行	公益財団法人日本生産性本部参事
酒井 正	法政大学経済学部教授
清家 篤	慶應義塾長
高木 朋代	敬愛大学経済学部教授
山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部教授

(敬称略・五十音順)